

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター乾燥段ストーカ駆動装置改修工事	
契約の相手方	川崎重工業(株) 関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>焼却炉に投入されたごみは、ストーカ(乾燥段・燃焼段・後燃焼段の3段で構成)上で焼却を行っている。ストーカは油圧シリンダーにより往復動作をさせており、油圧シリンダーとストーカを連結するためのストーカ駆動装置は燃焼用空気を漏らさぬようシール構造となっている。今回改修する乾燥段ストーカ駆動装置は焼却を行う上で重要な設備であるが、焼却により発生する熱や灰により、摩耗や腐食が進行しているため、安定的なごみ焼却を継続するためには早急に改修する必要がある。</p> <p>これらの設備は、上記請負人が独自の技術とノウハウにより一体的に設計、製作していることから、施設全体の機能・性能担保の点からも、上記請負人に施工させる必要がある。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当すると考えるため上記請負人と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局施設課	(電話番号 595-6162)